

羽幌町の介護保険料

第6期（平成27～29年度）より9段階の設定となります。各所得段階の保険料は次のとおりです。

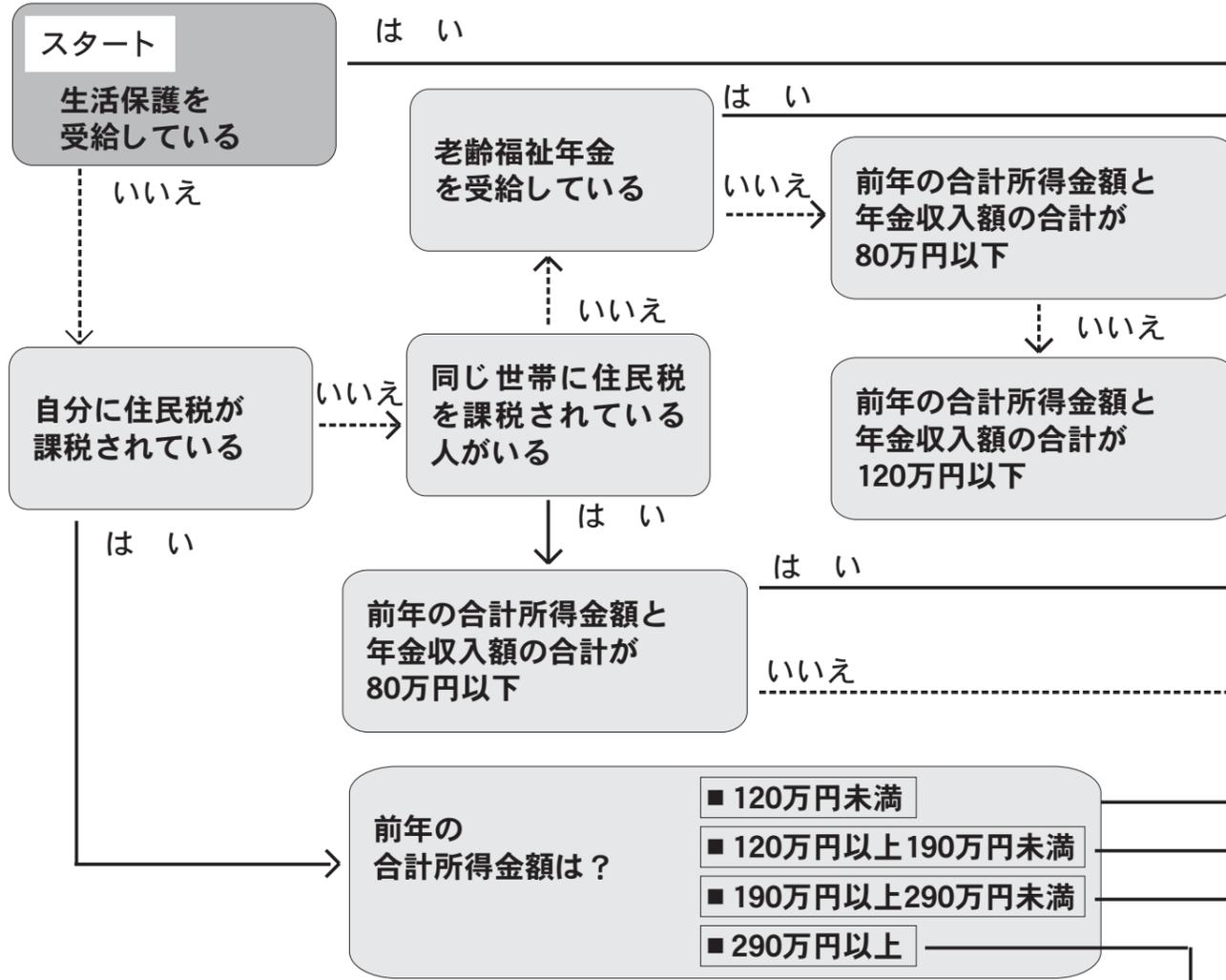
所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
● 第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活保護受給者 ■ 老齢年金受給者で世帯全員非課税 ■ 世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	×0.45	26,500円
● 第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世帯全員が住民税非課税 ■ 前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円以下 ■ 第1段階に該当しない方 	×0.75	44,300円
● 第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世帯全員が住民税非課税で、第1段階にも第2段階にも該当しない方 	×0.75	44,300円
● 第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方 ■ 前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	×0.9	53,100円
● 第5段階	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税 ■ 前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超の方 	×1.0 (標準)	59,100円 (H26 47,400円)
● 第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合計所得金額が120万円未満で、第1段階から第5段階に該当しない方 	×1.2	70,900円
● 第7段階	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合計所得金額が190万円未満で、第1段階から第6段階に該当しない方 	×1.3	76,800円
● 第8段階	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合計所得金額が290万円未満で、第1段階から第7段階に該当しない方 	×1.5	88,600円
● 第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1段階から第8段階までのいずれにも該当しない方 	×1.7	100,400円

第1段階の保険料に関しては、6月定例議会の審議内容により、変更となる場合があります。

➡ お問い合わせ（すこやか健康センター内）
健康支援課介護保険係 ☎ 62-6020

◆自分の介護保険料は？

フローチャートを使って確認してみてください。



◆平成27年度からは、月額として約980円の増となりますが、主な理由は次のとおりです。

■介護サービスの利用量の増加
(影響額：月300円)

・サービスを利用される方が今後増加していくと見込まれます。

・65歳以上の人口に対して、サービスを利用する方の割合が、今後増加していくと見込まれます。

■65歳以上の方の保険料負担率の改定など介護保険制度の改正
(影響額：270円)

・平成24～26年度では21%だった65歳以上の方の保険料負担率が、平成27年度より22%と高くなることから、保険料も高くなります。

■新たなサービス

(影響額：110円)

・認知症対応のために「認知症
次回は、利用者負担割合（利用料）や利用料が高額になった際の払い戻し制度等について掲載します。

◆平成27年度から介護保険料が上がる主な理由

介護保険制度では、介護サービス給付費のうち、22%を必ず65歳以上の方の保険料で賄わなければならないと定められています。給付費が増加すると、介護保険料も高くなります。

40歳以上の方が負担する介護保険料は、ホームヘルパー等のサービス提供にかかる大切な財源です。介護が必要な人を社会全体で支える制度の維持・継続には、皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。介護保険制度の運営にご協力をお願いいたします。

介護サービス給付費とは、ホームヘルプやデイサービス等の介護サービス事業所、及び特別養護老人ホーム等の介護施設へ、自己負担を除いた残り9割分として、保険者（市町村）から支払われる経費です。

対応型共同生活介護（グループホーム）の平成28年度整備（民設民営）を、介護保険事業計画へ盛り込みました。

■準備基金等の活用

(影響額：300円)

・介護サービス給付費が予想を超えてしまい、皆様にお支払いいただいた保険料だけでは給付が困難となった場合に備えて、これまで保険運営で余剰金があった場合、積み立ててきました。

平成24～26年度の保険料は、準備基金を大きく取り崩し、政策的に保険料を低く抑えてきましたが、前回と同様に基金を取り崩していくと、介護サービス給付費がピークを迎えるの見込んで10年後を待たず、はるか手前で基金が枯渇するおそれがあります。このことから平成27～29年度では、基金の取り崩しを最低限にセーブしています。

今後は、次の第7期（平成30年度～）から第9期（平成36年度～）にかけて、計画的に基金を活用していきます。